

東京都立高等学校入学者選抜における 合否判定業務の改善に向けた取組について

【取組の概要】

- 教職員研修の強化による入学者選抜業務の確実な習得
- 採点から合否判定まで、入学者選抜に関わる一連の業務をシステムで処理できるようプログラムを改修し、人為的な誤りを防止
- 点検箇所を明示したチェックリストの活用により、各学校で行う「選考委員会」における審査業務の実効性を確保

（1）入学者選抜に係る教職員に対する研修の強化

ア 入学者選抜に係る研修（対象：入学者選抜関係教職員（※））

※ 入学者選抜関係教職員とは、校長・副校長、教務主任、入学者選抜業務に係る主任教諭・教諭、経営企画課（室）長をいう。

- ・ 9月 入学者選抜実施要綱説明会（入学者選抜関係教職員の悉皆とする。）
- ・ 10月頃予定 校長・副校長を対象とした合否判定の方法等に関する集中研修会を新たに実施
- ・ 11月 入学者選抜要領等説明会（入学者選抜関係教職員の悉皆とする。）

イ 教職員の人材育成に係る研修

教職員研修センターが行う職層研修や年次研修において、入学者選抜に関する研修を新たに実施

- ・ 職層研修（校長、副校長、指導主事、主幹教諭、主任教諭）
- ・ 年次研修（若手教員育成研修1年次、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ）

（2）合否判定資料を作成するシステムの改善

現在、各高校においては、システムを活用し、受検者の総合成績を数値の大きい順に並べる選考用資料を作成している。このシステムを、総合成績が同点である場合、学力検査の得点が高い者が上位となるようプログラムを改修する。

この改修に加えて、合格候補者数の設定や合否ボーダーラインの設定など、一連の選抜業務をシステム内で処理できるよう機能を追加する。

（3）選考委員会における審査の実効性の確保

合否ボーダーラインの設定、総合成績が同点である場合の合格者決定方法、合格者数の確認など、点検箇所を明示したチェックリストを教育庁が新たに作成する。

各学校においては、このチェックリストを活用して十分審議を行うなど、選考委員会における審査の実効性の確保を図る。